

3. 型式認定の申請について

(新たに基本型式・類似型式の認定を受ける場合)

3.1 型式認定の申請方法

(1) 申請方法は【浄化槽法第14条】に規定されています。

浄化槽法第14条（認定の申請）

前条第1項又は第2項の認定を受けようとする者は、国土交通大臣に、次の事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 工場の所在地
- 三 その他国土交通省令で定める事項

2 前項の申請書には、構造図、仕様書、計算書その他の国土交通省令で定める図書を添付しなければならない。

3 浄化槽製造業者は、第1項各号の事項を変更したときは、速やかに国土交通大臣に届け出なければならない。

(2) 浄化槽法第14条第1項「その他国土交通省令で定める事項」、第2項「その他の国土交通省令で定める図書」は浄化槽の型式の認定に関する省令(国土交通省令第138号平成13年11月5日)に規定されています。

浄化槽の型式の認定に関する省令

(認定の申請)

第1条 浄化槽法（以下「法」という。）第14条第1項第3号に規定する国土交通省令で定める事項は、工場の名称及び浄化槽の名称とする。

2 法第14条第2項に規定する国土交通省令で定める図書は、次に掲げる図書とする。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の10第1項の認定を受けた型式の型式適合認定書の写しを添付したものにあっては、当該型式適合認定書の写しを第一号から第六号までに掲げる図書とみなし、同法第68条の第11第1項又は第68条の23第1項の認証を受けた者が製造する浄化槽（当該認証に係るものに限る。）に関して型式部材等製造者認証書の写しを添付したものにあっては、当該型式部材等製造者認証書の写しを第一号から第八号までに掲げる図書とみなす。

- 一 処理方式及び処理能力を記載した書面
- 二 構造図
- 三 仕様書
- 四 計算書
- 五 処理工程図
- 六 浄化槽の構造基準に係る試験の結果を記載した書面
- 七 製造方法及び製造設備の概要を記載した書面
- 八 検査方法及び検査設備の概要を記載した書面
- 九 施工要領書
- 十 維持管理要領書

3. 4 省略

3.2 型式認定の費用

型式認定の費用は、登録免許税法（昭和42年法律第35号）で、次のとおり定められています。

基本型式 90,000円
類似型式 15,000円

《型式認定費用の納付方法》

- ① 税務署（管理徴集部門）にて登録免許税の納付書入手。
※納付書は全国どこでも入手できますが、登録免許税は申請する各地方整備局等を管轄する税務署（下記）へ納付する必要があります。納付書入手時に、必ず納付先の税務署名と浄化槽の型式認定に係る登録免許税用であることを告げて、納付書入手してください。

地方整備局等	管轄税務署	住 所	電話番号
北海道開発局	札幌国税局札幌北税務署	札幌市北区北31条西7-3-1	011-707-5111
東北地方整備局	仙台国税局仙台北税務署	仙台市青葉区上杉1-1-1	022-222-8121
関東地方整備局	関東信越国税局浦和税務署	さいたま市浦和区常盤4-11-19	048-833-2651
北陸地方整備局	関東信越国税局新潟税務署	新潟市営所通2番町692-5	025-229-2151
中部地方整備局	名古屋国税局名古屋中税務署	名古屋市中区三の丸3-3-2	052-962-3131
近畿地方整備局	大阪国税局東税務署	大阪市中央区大手前1-5-63	06-6942-1101
中国地方整備局	広島国税局広島東税務署	広島市中区上八丁堀3-19	082-227-1155
四国地方整備局	高松国税局高松税務署	高松市天神前2-10	087-861-4121
九州地方整備局	福岡国税局博多税務署	福岡市東区馬出1-8-1	092-641-8131
沖縄総合事務局	沖縄国税事務所那覇税務署	那覇市旭町9	098-867-3101

- ② 最寄りの日本銀行歳入代理店（銀行等や郵便局）または、税務署にて国税として現金納付。
③ 領収証書（領収済通知書）を認定申請書の裏面に貼り付けて申請。

※ 型式認定の費用が30,000円以下（類似型式を1～2型式のみ申請する場合）の場合は、収入印紙による納付ができます。印紙は、割印しないで認定申請書の裏面に貼り付けて申請して下さい。

3.3 申請の手続き

型式認定申請は、以上のとおり、申請書（裏面に領収証書を貼り付けたもの）に添付図書、参考資料などを添えて、申請会社の本社所在地を管轄する各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局（以下「各地方整備局等」という。）へ提出します。

- ① 型式適合認定書、別添仕様書及び図面、型式認定書又は大臣認定書などは、写しを提出して下さい。
② （社）浄化槽システム協会では会員会社を対象に、申請等の協力を行っています。